

青森県商工会報

Aomoriken Shoukou Kaihou

商工会は 行きます 聞きます 提案します

発行：青森県商工会連合会／編集：広報編集グループ
〒030-0801 青森県青森市新町2-8-26 青森県火災共済ビル5F
TEL・017-734-3394（代表）FAX・017-773-7249

2013.3 発行



今月一枚
東通村 重要無形民俗
文化財「能舞」

【東通村・重要無形

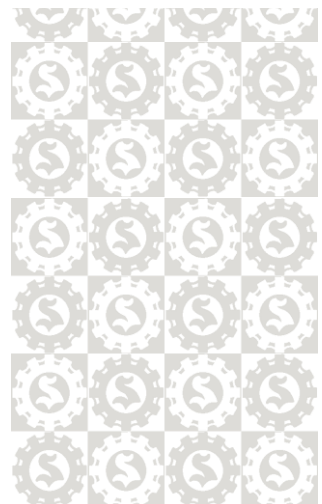
文化財「能舞」】

東通村は、本州最北端下北半島の北東部に位置し東西2.4km、南北に3.2kmあり、西側はむつ市と横浜町、南に六ヶ所村と隣接しています。人口は7,181人（平成25年2月現在）の村です。

村では数多くの民俗芸能を昔からの形のまま守り伝えられています。中でも、国の重要無形文化財に指定されている「能舞」は、約500年以上前に山伏である不動院を中心に伝えられており、このほかにも、小正月に豊作を願う女性たちが各戸を訪ね歩き踊る「田植え餅つき踊り」、南部手踊りを昔からの姿のまま伝承している「神楽」、山伏芸能の一つで東通独自の舞と言われる「獅子舞」などが今なお受け継がれています。

Contents

- 平成24年度 青森県商工会連合会 臨時総会（P.1）
- 平成24年度 第2回 知事と商工三団体との懇談会（P.2）
- 【連載】わがまちの元気な企業再発見～千畳敷センター～（P.3）
- 【連載】商工会だより ～東通村商工会～（P.4）
- 第14回商工会青年部全国大会 徳島大会（P.5）
- 平成25年度第3回青年部・女性部 部員研修会（P.6）



平成二十四年度 青森県商工会連合会臨時総会

平成二十五年三月二十七日、青森市の青森県火災共済会館において平成二十四年度青森県商工会連合会臨時総会が開催され、平成二十四年度一般会計更正収支予算書（案）承認の件、平成二十五年事業計画（案）並びに収支予算（案）決定の件等、全五議案を原案どおり承認しました。



臨時総会会場の様子

平成二十五年 商工会連合会基本方針

平成二十五年の基本方針として、より質の高い巡回支援を推進する一方で、カルテシステム等の活用向上等による現場支援の方法を検討するとともに、引き続き経営支援連絡会議等を通じて小規模事業者に対する効率的かつ効果的な支援活動のあり方を探るなど、経営支援の充実強化に努めます。

- また、職員の資質向上については、主任経営指導員以上のWEB研修義務化と併せて、新職階制度と連動した研修内容の充実に努めます。

一・小規模事業者等の 経営支援強化

さらに、商工会の自己負担の格差是正に向けて、職員の人件費を完全平準化するとともに、引き続き均衡のとれた職員配置を推進します。

商工会連合会と各商工会は、小規模事業者をはじめとした中小企業の支援機関として、全国連、県及び各市町村と連携しながら、会員や地域の方々から今まで以上に支持される組織を目指し、以下の三つの重点事業を推進します。

- (1) 経営の効率化・高付加価値化を目指す事業者に対して、商工会と連携し、財務諸表等を利用した専門経営指導員等による経営支援
- (2) 地域経済の再生に向けた次世代事業者の育成支援
- (3) 地域資源の活用と地域特産品の販路開拓支援並びに業務店コラボによる素材活用支援
- (4) 企業経営の安定並びに法律問題に対する支援
- (5) 広域的にわたる諸課題並び

三・商工会の組織強化と職員 の資質向上

に特定業種に関する支援

二・地域コミュニティ活動、 まちづくり等の支援強化

- (1) 地域コミュニティ再生の支援と商店街機能の再生を目指す店力・街力向上支援
- (2) 地域資源活用、農商工連携等新たな取組みの拡大並びに広域的課題に対する取り組み支援
- (3) 商工会活動のアピール支援

- (1) 商工会財政基盤の強化
- (2) 専門化・多様化する支援ニーズの対応に向けた経営支援の研究と支援事例の共有化
- (3) 合併・広域連携の推進
- (4) 職員の資質向上

平成二十四年度第二回 知事と商工三団体との懇談会

三村申吾知事と県内商工三団体との懇談会が二月六日、青森市のホテル青森において開催され、各団体からの要望について意見交換しました。

青森県商工会連合会からは、「中小企業経営力強化支援法と経営支援の取り組み」について報告しました。



懇談会の様子

中小企業経営力強化支援 法と経営支援の取り組み

当日は、県商工会議所連合会(林光男会長)・県中小企業団体中央会(蝦名文昭会長)・県商工会連合会(今誠康会長)の三団体の幹部と、三村知事をはじめ商工労働部など県担当部局幹部が出席しました。はじめに、三村知事より「地域中小企業の成長と発展」観光・輸出産業を核とした展開」と題して講話をいただきました。その後、各団体からの報告とし

て、青森県商工会議所連合会の林会長より「観光振興に係る誘客対策への取り組みについて」、県中小企業団体中央会の蝦名会長より、「中小企業団体青森県大会と地域中小企業の人材確保・定着支援事業について」それぞれ報告をしました。

今県連会長からは、「中小企業経営力強化支援法と経営支援の取り組み」について、昨年十二月に県内各商工会も認定機関として包括して、東北経済産業局に認定申請を行ったことを報告しました。

今後は、地域唯一の総合経済団体として五十年を超える実績・人材を有している商工会として、これまで以上に商工業者の高度・専門的なニーズに応えるべく経営力強化支援法認定機関としての役割を果たす一方で、地域の商工業者と新法の認定機関となる税理士等との橋渡し役も努めていくこと、さらに、商工会の経営支援の基盤である経営改善普及事業を推進するため、商工会の特徴である巡回訪問による指導・助言の実施を強化し、商工会と連合会が共通の認識に立って商工業者の期待にきめ細かく応えられるよう、さらな

る努力が必要であることを報告しました。

最後に、商工会が改めて中小企業経営力強化支援法の認定機関にならざるを得ないことを大きなバネとして、地域商工会業者のために、また、地域総合経済団体として、その役割を果たすべく商工会並びに商工会連合会が、一丸となって経営支援の質を高め、成果を出すよう努力して参りますので、引き続きご指導・ご支援下さるようお願いしました。

三村知事からは、「私も商工会の重要性について感じているところです。地域における経営支援の取り組みについてお話しいただきましたが、県としても金融政策をはじめとした支援策を講じ、共に力を合わせまして町や村の活力づくりに商工会とともに対応してまいります」と考えております。」などとお話しをいただきました。

わがまちの元気な企業再発見

きらりと輝くひと



【企業概要】

所属商工会：深浦町商工会
企業名：千畳敷センター
代表者：猿川陽一
業種：飲食業
営業時間：午前8時～午後7時 不定休
(冬季間(1~3月)休業)
TEL:050-1455-0303
FAX:0173-76-2454
URL:http://1000jje.com

深浦町は、本県津軽地方の西南端の秋田県との県境に位置し、北部は「千畳敷海岸」や「日本一のイチョウの木」、南部は「十二湖」や「白神山地」といった観光資源が豊富な町です。又、絶景の夕日で知られる西海岸では、海産物が豊富で水揚げされています

今回は、深浦町千畳敷海岸で営業している飲食店「千畳敷センター」の専従者で、深浦町商工会青年部副部長として、商工会活動にも積極的に尽力されている猿川浩也(さるかかわこうや)さんを紹介いたします。

日本海の幸、新鮮食材

大学生の頃、夏休みに両親が営んでいるこの店を手伝ったことがきっかけで楽しさを知り、卒業後に調理師として専従し、現在七年目となります。

店は、県内でも有数の観光地である千畳敷海岸のすぐ前に位置し、どの席からも千畳敷海岸を一望しながら食事ができます。

メニューは、地元で獲れた海産物を取り入れた定食や丼物、麺類などで、焼き魚と刺身を主とした「千畳敷定食」や、いくら・うに・日替わりネタを使った三色丼は人

気メニューです。又、漁業権をもつ店主自ら海に潜り採取している「もずく」は、お客様から絶品と高い評価をいただいております。約八割が県外から観光で見えになるお客様で、最大三百名を収容できる店内は、特に夏季には連日たくさんのお客様で賑わいます。



地元食材をふんだんに使った「千畳敷定食」

販路の拡大に向けて...

今後は、魚の干物やサザエ等を使った加工品の開発を行い、店頭販売や卸販売、ゆくゆくはネット通販も行っていきたいとの事です。



絶品! 「海鮮丼」

尚、深浦町の特産品を知ってもらうため、県内外の催事に出向いてのPRを、青年部活動として提案中であります。

民俗芸能と食を堪能

村のおもてなし
「観光プログラム」を企画

東通村
商工会

三月二十四日、東通村石持地区で【ひがしどおり『郷土芸能』と『食』を楽しむ会】が開催されました。

東通村は二十九の集落があり、各地区ごとに民俗芸能や郷土芸能が受け継がれています。

能舞をはじめとして、獅子舞・大神楽・もちつき踊りなどがあります。中でも能舞については、鎌倉時代にその骨格が形成されたと言われていて、平成

元年には国の重要無形民俗文化財の指定を受けています。また、集落の多さからもわかるように、広大な土地と津軽海峡・太平洋の海の恵を生かした農業・漁業が盛んであり、山沿いと海沿いの地域では出される郷土料理も違います。

平成二十三年東北新幹線・青森駅開業に合わせて発足された【ひがしどおり『郷土芸能』と『食』を楽しむ会】で、東通村でできる「おもてなし」として「民俗芸能」と「郷土料理」を一度に楽しんでもらえる観光プログラムが企画されました。主催する本会は東通村商工会・観光協会・民宿及び旅館組合・

郷土芸能保存会・東風塾で構成されていて、商工会では入場券の販売やイベントの問合せ先にもなっています。

平成二十三年度に鹿橋地区「鹿橋青年会」による能舞の上演と「鹿橋そば保存会」による「東通そば」等が振舞われた第一回目に引き続き、第二回目となる平成二十四年度は、石持地区「石持敬神会」による能舞「祈禱舞」「くらま」と婦人会の「もちつき踊り」、郷土料理については「けんちん汁」「アピオス入りの炊き込みご飯」等が振る舞われ、村内外から多数の参加があり満員の会場で能舞と郷土料理を堪能できました。

商工会地域では地域コミュニティの疲弊が見られる状態にありますが、この観光プログラムが地域活力の一助として定着し拡大されていくことと思えます。



能舞の様子



能舞の様子



能舞の様子



東通村の郷土料理



会場の様子

第三回青年部員研修会

平成二十四年度第三回商工会青年部員研修会が、三月十一日、青森市「青森国際ホテル」において開催されました。

県内各地から青年部員及び担当職員六十六名が参加しました。

はじめに濱谷浩文県青連会長より挨拶があり、その後県内七ブロックの代表者より、平成二十四年度に実施した「広域連携委託事業」の事業報告がありました。

東郡地区からは北海道新幹線開業に向けたキャラクタービジネス（ゆるキャラ等）の講習会開催について発表がありました。

西・つがる地区は、つがる市において大量廃棄されるメロンについて、それを活用した新商品の開発（メロンドレッシンググレンピの作成）について発表がありました。

北五地域は、新たな特産品開発に向けての各地区の農産物等についての調査・研究及び原材料の選定、特産品開発のための講習会並びに試作を行いました。

中南地区からはご当地グルメ展

開事業として、昨年開発された「もっけの汁」の定義付けやそれに伴う商標権出願についてなど説明がありました。

上十三地区からは、昨年実施した「ピザワングランプリ」の発展として、地域の特産品を地元の高校生に知ってもらい、それを活用して製作したピザの販売体験などについて説明がありました。

下北地区は「職業体験型事業」として、地元小学生を対象に様々な業種の職場体験を行い、地元への愛着、働く事の意義と尊さを学んでもらい、将来の下北を背負う子供たちの育成に取り組みました。

三八地区はスポーツ振興と地域振興を結び付け新たな事業展開を図るべく、Jリーグ・ベガルタ仙台との意見交換をし、地域活性化策を模索しました。

このような各ブロックの発表と更に、二十五年度事業の説明を受け、部員たちは来年度実施する事業について、思いをめぐらせた様子でした。

第三回女性部員研修会

平成二十四年度第三回商工会女性部員研修会も、同日開催され、五十九名が参加しました。

女性部については、今年度実施した「おもてなしツアー」について各ブロックの取り組みを発表してもらいました。

東郡地区は今回実施に至りませんでした。太宰治の文学碑や竜飛崎など津軽半島をぐるりと周るツアーを企画しました。

西・つがる地区はミニ白神の散策や観光列車「リゾートしらかみ」の旅等を計画し、それに伴うおもてなし活動を発表してもらいました。

中南地区はりんご狩り体験や、名勝「盛美園」を巡るツアーを企画。中津軽の魅力を経験してもらった事を発表しました。

北五地域は郷土の料理や特産品をふんだんに提供するツアーを企画しましたが、残念ながら実施見送りになりました。しかし今後のブロック活動へ活かしたいと云う意気込みが感じられました。

上十三地区は航空科学館や清酒工場の見学、女性に人気の野菜ビュッフェなどの内容でお客様を迎えたことなどを発表しました。

下北地区は全国的知名度のある大間マグロをはじめ、各地区の特産品・郷土料理を余すことなく提供するツアーを計画しましたが、残念ながら実施に至りませんでした。

三八地区は景勝地・酒造メーカーの見学や、グルメ漫画にも登場した名物餅の振る舞いなど、盛りだくさんの内容となりました。

今回実施されたツアーの評判はとても良く、来年度の実施の弾みになった事と思われまます。

研修の後半は青年部も合流し、前全国商工会青年部連合会長の宮本周司氏より「経営者として経営に取り組む姿勢や商工会の在り方」についての講演が行われました。同じ商工業者の話ということもあり、部員の皆さんにとって大変有意義な講演でありました。

第十四回 青年部全国大会（徳島大会）

平成二十五年二月六日～七日の二日間、徳島県徳島市の「徳島県立産業観光交流センター（アステイとくしま）」において第十四回商工会青年部全国大会が開催され、全国から約二千四百名の青年部員が参加し、本県からは十八名が参加しました。

青年部活動に対し大きく貢献したと認められた、前青森県商工会青年部連合会理事で前深浦町商工会青年部長を務めた岡田彰男氏に、感謝状が贈呈されました。



大会の様様

「ひろがれ、つながれ、
阿呆になれ」

今大会は徳島県で行われた事もあり、スローガンは「ひろがれ、つながれ、阿呆になれ」。

このスローガンに込められた想いは、何事も大切に助け合う心を学び、広く友情の輪を広げ、躍動感あふれる阿波踊りの如く、勢いよく発展する事を願っています。

今回は会場のアステイとくしまに全国から約二千四百名が集結しました。

主張発表大会では、全国を勝ち

上がった六名の精鋭が、青年部活動や地域振興、まちづくりについて熱く熱く語りました。発表を聞いた青年部員は今後の青年部活動の参考としていました。

今回の最優秀賞には、九州ブロック福岡県代表・山口智臣君が選ばれ、東北北海道代表の福島県・押田洋平君は優秀賞（第二位）に輝きました。



勇壮な「阿波踊り」の実演は
見る人に感動を与えていた

「コラボレーションの
必要性」

主張発表大会後には、地元徳島発祥の「阿波踊り」が披露されました。昔ながらの三味線・太鼓で奏でられた伴奏は現在では少なく

なっており、団体の枠を超えたコラボレーションにより実現したその演舞は勇壮さを更に増していました。終了後は、その阿波踊り団体の長・岡秀昭氏と地元放送局アナウンサー遠藤彰良氏、徳島県青連会長北島一人氏の三名で「阿波踊りから学ぶ青年経営者へのメッセージ」と題し、文化交流フォーラムが行われました。

この中で岡氏は先程の阿波踊りをなぞらえ「古き良き部分は守りつつマンネリ化を打破する為にはコラボレーション（交流）が大事」と熱く訴えました。

大会二日目には「商人（あきんど）ネットワーク商談会」が開催され、全国七青年部事業所が、自社商品のPRを行っていました。

【編集後記】

今年の冬は雪が多く、寒さが厳しい冬というイメージでしたが、ようやく春の訪れとなりました。

新天地で頑張っておられる方もいらっしゃると思いますが、身体だけはご自愛下さい。

来年度も今まで以上の情報発信に努めますので、情報提供等ご協力下さいます様お願い致します。（橋本）

地域商工業の経営資質の向上をお手伝いします



様々な経営課題を解決しようと地区の商工会にお申込みいただいた事業所に対して、まず商工会経営指導員等が訪問し事前ヒアリングを行い、相談内容に沿った適切な専門家を決定・派遣するとともに、事業終了後再度訪問し事後ヒアリングを行い、事業の検証並びに今後の経営支援を行いますので是非ご利用ください。

経営・技術強化支援事業（エキスパート・バンク事業）

小規模企業者及び創業予定者の必要とする専門的な経営・技術・技能について、深い知識を有する専門家を小規模企業者等の要請に応じて直接派遣し、適切な指導・助言を行うことを目的とした事業です。

業種別・専門分野別特別相談指導事業

商工会連合会が委嘱した嘱託専門指導員が、財務・税務・経営等の専門分野（税理士）、商取引・契約・関係法令の照会等の専門分野（弁護士）、経営管理等の専門分野（中小企業診断士）の業種別・専門分野別個別相談を行うことを目的とした事業です。

経営安定特別相談事業

倒産の恐れのある中小企業から事前に相談を受けて、経営的に見込みのある企業については関係機関の協力を得て再建の方途を講じ、また、倒産防止が困難とみられる企業については円滑な整理を図ることにより、企業倒産に伴う地域の社会的混乱を未然に防止することを目的とした事業です。

相談内容の一例

- ・ 経営一般及び経営管理の指導を受けたい。
- ・ 新製品の開発について指導を受けたい。
- ・ 後継者及び従業員の教育をしたい。
- ・ 店舗内装を見直したい。
- ・ 就業規則・サービス規程・退職金規程等の実務指導を受けたい。
- ・ コンピュータの実務指導を受けたい。他

**秘密厳守！
相談料は原則無料！**

※ご相談内容によって一部有料となる場合が

ありますので事前にご相談ください。

ご加入方法

- 共済(補償)期間** 2013年4月1日午後4時から2013年11月1日午後4時まで
中途加入の場合、毎月1日午後4時から2013年11月1日午後4時まで
次年度は2013年11月1日午後4時から2014年11月1日午後4時までとなります
- 申込締切** 中途加入の場合、各月のお申込締切については、ご加入の商工会にお問い合わせ下さい。
当月締切までにお申込いただくと、翌月1日午後4時に共済が開始します。
- ご加入できる方** 商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族、商工会・連合会の役員とその家族であって健康な方が対象となります。(健康状態に関する告知義務あり。)
※ただし2012年11月1日時点での満年齢が満6歳以上満74歳以下の方に限りです。
「家族」とは…①配偶者、父母、子 ②同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫 ③配偶者の父母 をいいます。
- ご加入手続き** ご加入にあたっては加入依頼書兼預金口座振替依頼書に必要事項をご記入・ご捺印の上、ご加入の商工会にご提出ください。
- 掛金の払込** 掛金は、共済開始月の当月から毎月27日(金融機関の休業日である場合には翌営業日)に引落しされますので全く手間がかかりません(通帳には「NSシウコウカイF」、「ニコス」、「NICOS」等と記載されます)。
- 加入者証** 加入者証は共済開始月の中旬以降にお送りいたします。
加入者証が届きましたら、ご契約内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
※加入者証が届くまで、加入依頼書4枚目の加入者控をお手元保管しておいてください。
- 加入限度** ご加入は1被共済者あたり1口となります。
トータル「がん」補償とシンプル「がん」補償の重複加入はできません。(シニア含む)

シンプル「がん」補償についてのご案内

●シンプル「がん」補償は、全国商工会連合会(以下、全国連)が行う自家共済と東京海上日動火災保険株式会社のがん保険(1年契約用)が共同で引受を行う制度です。
東京海上日動火災保険株式会社のがん保険(1年契約用)は、全国連が保険契約者となる団体契約であり、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全国連が有します。

お支払手続きについて

●本シンプル「がん」補償では前述の通り、東京海上日動火災保険株式会社が補償の一部をお引受していますが、共済金および保険金のお受け取り手続きをされる場合は、全国連を通じた手続きで、全国連にてご請求をお願いします。お支払いは東京海上日動火災保険株式会社の保険金を含めて全国連が行います。
(東京海上日動火災保険株式会社の保険金については、まず被保険者から保険金支払い指図をいただき、全国連にお支払いします。全国連は共済金と保険金を合算してシンプル「がん」補償の全額を被共済者および被保険者にお支払いいたします。)

●共済金および保険金のお受け取り手続きの際に、全国連または東京海上日動火災保険株式会社がご請求された方への連絡、調査を直接行うことがあります。



福祉共済があなたの暮らしをまもります。

商工会の福祉共済 シンプル「がん」補償

全国商工会会員福祉共済

のご案内

NEW!
トータル「がん」プラン(がん重点補償)では加入できない高血圧の方、糖尿病の方も加入できる
シンプル「がん」補償の誕生です!

- 共済期間** 2013年 4月1日午後4時から
2013年11月1日午後4時まで
次年度は2013年11月1日午後4時から
2014年11月1日午後4時までとなります
 - 中途加入** 毎月1日午後4時の共済始期でご加入になります
- 「がん」のみの補償です。「がん」以外の疾病にかかる入院、手術は**お支払いの対象外**です。



10万人以上の皆様にご利用いただいています。

がん検診で早期発見! 早期治療!

男性の**2人**に**1人**、女性の**3人**に**1人**が「がん」になる可能性があるなか、**がん検診受診は、中小企業の経営基盤を守る 最も有効なリスクマネジメント**です。

全国商工会連合会は、がん検診受診率向上を目指す国家プロジェクト「がん検診 企業アクション (がん検診企業アクション)」の推進パートナーです。

全国商工会連合会

大切な、商工会会員の皆さま、だからこそ加入できる特別な制度です!

シンプル「がん」補償③の特長

- 1 初期のがんでも安心!**
上皮内がん等の初期のがんでも、診断共済金として、100万円をお支払いします。
- 2 再発・転移しても安心!**
一旦治療した後、がんが再発したと診断確定されたときなどにも、診断共済金をお支払いします。
(注1) 診断共済金のお支払いは、被共済者(共済の対象となる方)ごとに共済期間(ご契約期間)を通じて1回に限ります。
また、2回目以降の診断共済金については、前回の診断共済金のお支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を改めて1年を超えた期間が経過している場合に限りお支払いします。
(注2) 再発・転移とは、既に診断確定されたがんを治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発、または転移したと診断確定されたことをいいます。
- 3 高血圧等の持病があってもご加入いただけます!**
お引き受けできない病気・症状もあります。詳しくは健康状態に関する告知書をご確認ください。



福祉共済のシンプル「がん」補償は、あなたの「もしもの時」に手厚く補償いたします!

乳がんの場合の共済金お受取例 35歳女性、ご加入の場合

| | | | | |
|---------|---------|------------------|--------------------|---------|
| 通院 3日間 | 乳がん診断 | 手術 (乳房切除術) | 入院 30日間 | その後再発せず |
| がん診断共済金 | がん手術共済金 | がん入院共済金(1万円×30日) | お受取金額 170万円 | |
| 100万円 | 40万円 | 30万円 | 1日約100万円の掛金でこのお受取額 | |

※上記は当社が作成した事例であり、過去に実際に発生したものではありません。

福祉共済では「病気やけがも補償するトータル「がん」補償(がん重点補償)もご用意しています。まずは**トータル「がん」補償(がん重点補償)**のご加入をご検討ください。

| 加入プラン | シンプル「がん」プラン | シニアシンプル「がん」プラン |
|----------------|--|------------------------------|
| 加入年齢 | 満6歳~65歳(※1) 66歳となった場合はシニアシンプル「がん」プラン(6,000円)に自動的に移行します。 | 満66歳~74歳(※1) (継続加入は80歳まで) |
| 月掛金 | 3,000円*1 | 6,000円*1 |
| がん診断共済金 | がんと診断確定されたとき、入院の有無にかかわらず一時金として100万円 | |
| がん手術共済金 | 手術の期間により(※2) 40・20・10万円 | |
| がん入院共済金(1日あたり) | 10,000円*2 (1日~無制限) | |
| メディカルアシスト | あり | |

●新規ご加入の場合、共済期間の初日よりその日を含めて90日(待機期間)を経過した日までにがんと診断確定された場合は、がん診断共済金・がん手術共済金・がん入院共済金をお支払いできません。
(注1) 2012年11月1日時点での満年齢をいいます。
(注2) がんの診断確定は、病理組織学的所見によりなされることを要します。診断共済金のお支払いは被共済者(共済の対象となる方)ごとに共済期間を通じて1回に限ります。また、2回目以降の診断共済金の支払は、それ以前の診断共済金の支払事由に該当した最終の診断確定日から、その日を含めて1年を超えた期間が経過していることを要します。
(注3) 手術の内容・種類によっては回数制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。

*1. 月掛金3,000円、月給掛金5,000円に含まれる東京海上日動火災保険株式会社のがん保険の保険料は240円です。がん保険は前述のとおり新規ご加入の方の場合は待機期間があるため、ご加入初年度の保険料は安くつきます。2年目以降のがん保険の保険料は320円となります。なお上記保険料は、団体割引13%を適用した場合の保険料です。
支給額のうち、東京海上日動火災保険株式会社のがん保険が下記の金額を補償します。
がん診断共済金: 15万円 がん入院共済金: 1,500円 がん手術共済金: 手術の種類により(注3) 1万5,000円・3万円・6万円
共済金をお支払いする場合は、お支払いする共済金については、後記「補償のあらまし」をご覧ください。
*2. 1日とは日帰り入院を含みます。日帰り入院とは日帰り手術のため1日3回入院と同一ように手術室を使用した場合などのことをいいます。治療費収受または医療費請求書(「入院料等」の有無を併記)を判断します。



驚きの**確率** ご存知ですか?

一生のうち、「がん」になるリスク(推計値) **約2人に1人**

一生のうち、男性の**55.7%**、女性の**41.3%**はがんになると言われています。

医療の発達により、**がんは治る病気**に

がんが打ち克つための**共済です!!**

「上皮内がん」「白血病」も補償します!!

財団法人がん研究振興財団「がんの統計'12」